

鹿 児 島 県 公 報

平成27年12月25日（金）第3174号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（※）（学事法制課取扱い） 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（総務事務センター取扱い） 5
- ふれあいプラザ なのはな館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則（※）（共生・協働推進課取扱い） 7
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（※）（社会福祉課取扱い） 7
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（※）（障害福祉課取扱い） 8
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（※）（子ども福祉課取扱い） 9
- 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（※）（子ども福祉課取扱い） 12

告 示

- 保安林の指定の解除予定の通知（森づくり推進課取扱い） 13
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 14
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 14
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 14
- 漁業の免許内容等の事前決定（水産振興課取扱い） 15
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 15
- 養殖共済に係る一定の水域の設定（水産振興課取扱い） 15
- 鹿児島県建設工事請負契約書標準書式の一部改正（※）（監理課取扱い） 21
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 22
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 22

公 告

- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 23

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則（※）（教職員課取扱い） 25

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 26

収 用 委 員 会 告 示

- 収用裁決申請事案に係る公示による通知（収用委員会取扱い） 26

規 則

鹿児島県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第34号

鹿児島県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県個人情報保護条例施行規則（平成15年鹿児島県規則第1号）の一部を次のように改

正する。

第3条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「法定代理人」を「代理人」に改め、同条第3項中「第34条第2項」の次に「又は第34条の2第2項」を加え、「利用停止請求」を「利用停止の請求」に、「法定代理人」を「代理人」に改める。

第5条第1号中「住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2の様式による住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合 次のア及びイに掲げる書類

ア 当該本人の委任による代理人に係る第1号に掲げる書類

イ 本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるものに限る。）

第6条第1項各号中「定める」を「掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 本人の委任による代理人が開示請求をする場合 前条第3号アに掲げる書類のうち、当該本人の委任による代理人本人を確認するに足りると実施機関が認める複数のものの写し及び同号イに掲げる書類

第6条第2項中「及び第2号ア」を「第2号ア及び第3号ア」に改め、同条第4項中「第34条第1項の規定により行う利用停止請求」を「第34条第1項又は第34条の2第1項の規定により行う利用停止の請求」に、「利用停止請求」を「利用停止の請求」に改める。

別記第1号様式中 「性別
」を 「性別
個人番号」に、

個人情報の 利用状況及び 目的外利用の根拠	<input type="checkbox"/> 情報保有課のみで利用	
	<input type="checkbox"/> 情報保有課以外の組織（ でも <input type="checkbox"/> 目的内 <input type="checkbox"/> 目的外）に利用	
個人情報の 提供の有無及び 目的外提供の根拠	目的外利用 の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等（ <input type="checkbox"/> 条例第8条第2項第 号該当
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 目的内 <input type="checkbox"/> 目的外 <input type="checkbox"/> 無	
個人情報の 提供の有無及び 目的外提供の根拠	目的外提供 の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等（ <input type="checkbox"/> 条例第8条第2項第 号該当
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 目的内 <input type="checkbox"/> 目的外 <input type="checkbox"/> 無	

を

個人情報の 利用状況及び 目的外利用の根拠	<input type="checkbox"/> 情報保有課のみで利用	
	<input type="checkbox"/> 情報保有課以外の組織（ でも <input type="checkbox"/> 目的内 <input type="checkbox"/> 目的外）に利用	
個人情報の 提供の有無及び 目的外提供の根拠	目的外利用 の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等（ <input type="checkbox"/> 条例第8条第2項第 号該当 <input type="checkbox"/> 条例第8条の2該当
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 目的内 <input type="checkbox"/> 目的外 <input type="checkbox"/> 無	
個人情報の 提供の有無及び 目的外提供の根拠	目的外提供 の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等（ <input type="checkbox"/> 条例第8条第2項第 号該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号該当
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 目的内 <input type="checkbox"/> 目的外 <input type="checkbox"/> 無	

に改める。

別記第2号様式中「法人である法定代理人」を「法人である代理人」に、

本人の状況等 「法定代理人が 請求する場合 に記入してく ださい。」	を	本人の状況等 「代理人が請求 する場合に記 入してくださ い。」	に、
--	---	--	----

「 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人 」 を

「 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人 委任者 」 に改め、

同様式注5中「又はその写し」を削り、同様式注中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 本人の委任による代理人が請求する場合（保有特定個人情報に係る場合に限る。）は、本人の委任による代理人自身の注3に掲げる書類のほか、本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるものに限る。）を係員に提示し、又は提出してください。

別記第2号様式中

「 法定代理人の資格確認 戸籍謄本 その他（ ） 」 を

「 代理人の資格確認 戸籍謄本 委任状及び印鑑登録証明書 その他（ ） 」 に

改める。

別記第3号様式注5を同様式注6とし、同様式注4中「及び3」を「から4まで」に改め、同様式注4を同様式注5とし、同様式注3の次に次のように加える。

4 本人の委任による代理人が保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人の委任による代理人自身の注2に掲げる書類のほか、本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるものに限る。）を係員に提示し、又は提出してください。

別記第4号様式注5を同様式注6とし、同様式注4中「及び3」を「から4まで」に改め、同様式注4を同様式注5とし、同様式注3の次に次のように加える。

4 本人の委任による代理人が保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人の委任による代理人自身の注2に掲げる書類のほか、本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるものに限る。）を係員に提示し、又は提出してください。

別記第9号様式中「以下「法定代理人」という」を「保有特定個人情報に係る場合にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する」に改める。

別記第12号様式中「法人である法定代理人」を「法人である代理人」に、

「 本人の状況等
〔法定代理人が
請求する場合
に記入してく
ださい。〕 」 を 「 本人の状況等
〔代理人が請求
する場合に記
入してくださ
い。〕 」 に、

「 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人 」 を

「 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人 委任者 」 に改め、

同様式注5を同様式注6とし、同様式注4中「の写し」を削り、同様式注4を同様式注5とし、同様式注3の次に次のように加える。

4 本人の委任による代理人が請求する場合（保有特定個人情報に係る場合に限る。）は、本人の委任による代理人自身の注2に掲げる書類のほか、本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるものに限る。）を係員に提示し、又は提出してください。

別記第12号様式中

「

法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他（ ）
------------	-------------------------------	--

 」を
 「

代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 委任状及び印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/> その他（ ）
----------	-------------------------------	---------------------------------------	--

 」に

改める。

別記第20号様式中「法人である法定代理人」を「法人である代理人」に改め、「第34条第1項（第2項）」の次に「又は第34条の2第1項（第2項）」を加え、

利用停止請求の趣旨及び理由	適法でないと思われる保有個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 個人情報を適法に取得していない <input type="checkbox"/> 利用目的を超えた個人情報を保有している <input type="checkbox"/> 利用目的以外の目的で利用しており、例外事項に該当しない	<input type="checkbox"/> 利用目的以外の目的のために提供しており、例外事項に該当しない
	求める措置	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去	<input type="checkbox"/> 提供の停止
	利用停止請求の理由 （具体的に記載してください。）		
本人の状況等 （法定代理人が請求する場合に記入してください。）	本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人		
	本人	氏名	
		住所（居所） 電話番号	

を

利用停止請求の趣旨及び理由	適法でないと思われる保有個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 個人情報を適法に取得していない。 <input type="checkbox"/> 利用目的を超えた個人情報を保有している。 <input type="checkbox"/> 利用目的以外の目的で利用しており、例外事項に該当しない。 <input type="checkbox"/> 番号法第20条の規定に違反して収集・保管されている。 <input type="checkbox"/> 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されている。	<input type="checkbox"/> 利用目的以外の目的のために提供しており、例外事項に該当しない。 <input type="checkbox"/> 番号法第19条の規定に違反して提供されている。
	求める措置	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去	<input type="checkbox"/> 提供の停止
	利用停止請求の理由 （具体的に記載してください。）		
本人の状況等 （代理人が請求する場合に記入してください。）	本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者		
	本人	氏名	
		住所（居所） 電話番号	

に改め、同様式注4中「の写し」を削り、同様式注4を同様式注5とし、同様式注3の次に次

のように加える。

- 4 本人の委任による代理人が請求する場合（保有特定個人情報に係る場合に限る。）は、本人の委任による代理人自身の注2に掲げる書類のほか、本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるものに限る。）を係員に提示し、又は提出してください。

別記第20号様式中

「

法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他（ <input style="width: 50px;" type="text"/> ）
------------	-------------------------------	---

」を

「

代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 委任状及び印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/> その他（ <input style="width: 50px;" type="text"/> ）
----------	-------------------------------	---------------------------------------	---

」に

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県個人情報保護条例施行規則第5条第1号アの規定の適用については、この規則の施行の日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（以下「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された住民基本台帳カードは、番号法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。

.....

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第35号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第2号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

別記第4号様式中「治ゆ」を「治癒」に改め、同様式〔注意事項〕中4を削り、3を4とし、2の次に次のように加える。

- 3 「5 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求者が請求する休業補償と同一の事由により条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「 _____ の被保険者である。」の にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。

また、この請求書に係る補償の支給決定後に条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記第4号様式の2〔注意事項〕中2を削り、1を2とし、同様式に〔注意事項〕1として次のように加える。

- 1 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求者が請求する傷病補償年金と同一の事由により条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「 _____ の被保険者である。」の にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。

また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記第5号様式中「治ゆ」を「治癒」に改め、同様式〔注意事項〕中1を削り、2を1とし、1の次に次のように加える。

2 「6 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求者が請求する障害補償年金と同一の事由により条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ _____ の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。

また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記第5号様式〔注意事項〕3を次のように改める。

3 請求者は、※印の欄には記入しないこと。

また、該当する□にレ印を記入すること。

別記第6号様式の2〔注意事項〕1を次のように改める。

1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。

また、該当する□にレ印を記入すること。

別記第6号様式の2〔注意事項〕4(2)及び(3)中「56,710円」を「 _____ 円」に、「28,360円」を「 _____ 円」に改める。

別記第7号様式中「代表者の」を「代表者を」に改め、同様式〔注意事項〕4を次のように改める。

4 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、死亡職員又は請求者が条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ _____ の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。

また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記第7号様式〔注意事項〕5(5)中「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

別記第15号様式中 「

所轄社会保険 事務所等

」 を 「

所轄年金 事務所名等

」 に改める。

別記第15号様式の2中「治ゆ」を「治癒」に、

所轄社会保険 事務所等

 を

「

所轄年金 事務所名等

」 に改める。

別記第16号様式中 「

所轄社会保険 事務所等

」 を 「

所轄年金 事務所名等

」 に改める。

別記第19号様式中 「 所轄社会保険事務所等 」 を

「 所轄年金事務所名等 」 に改める。

別記第20号様式中 「 所 轄 社 会 保 険 事 務 所 等 」 を

「 所 轄 年 金 事 務 所 名 等 」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

ふれあいプラザ なのはな館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第36号

ふれあいプラザ なのはな館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

ふれあいプラザ なのはな館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年鹿児島県規則第67号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第37号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和57年鹿児島県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式（その1）中 「 A B C 」 を 「 」 に、

氏 名

氏 名	個人番号

を に改める。

別記第11号様式中

氏	名

を

氏	名	個人番号

に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

.....

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第38号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年鹿児島県規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中

生 年 月 日
年 月 日

を

生年月日	個人番号
年 月 日	

に改める。

別記第7号様式中

本 籍 地 (都道府県)

を

本 籍 地 (都道府県)	個人番号

に改める。

--	--

別記第8号様式中

生 年 月 日
年 月 日

を

生年月日	個人番号
年 月 日	

に改め、同様式注中注を注2とし、同様式注に注1

として次のように加える。

注1 個人番号の欄については、返還の理由が死亡である場合には、記入の必要はない。

附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の身体障害者福祉法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第39号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和36年鹿児島県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別記第31号様式中	「住所 氏名	を	「住所 氏名	印	個人番号	印
	年 月 日		年 月 日		個 人 番 号	

に改め、同様式注7中「自己負担金」を「負担金」に改める。

別記第32号様式中

生 年 月 日	性 別
	男 ・ 女
	男 ・ 女
	男 ・ 女
	男 ・ 女
	男 ・ 女
	男 ・ 女

を

生 年 月 日	性 別
個 人 番 号	男 ・ 女
年 月 日	男 ・ 女
年 月 日	男 ・ 女
年 月 日	男 ・ 女
年 月 日	男 ・ 女
年 月 日	男 ・ 女
年 月 日	男 ・ 女

に改め、同様式注7中

「自己負担金」を「負担金」に改める。

別記第38号様式中

申請者	住 所	〒					
	氏 名			性別		生年 月日	年 月 日 (歳)
	職 業 (勤務先)			健康 状態	強健 ・ 普通 ・ 病気がち 既往症 ()		
同居人	氏 名	生年月日	性別	続柄	職業	健 康 状 態	
		年 月 日				強健・普通・病気がち 既往症 ()	
		年 月 日				強健・普通・病気がち 既往症 ()	
		年 月 日				強健・普通・病気がち 既往症 ()	

を

申請者	住 所	〒					
	氏 名			性別		生年 月日	年 月 日 (歳)
	職 業 (勤務先)			健康 状態	強健 ・ 普通 ・ 病気がち 既往症 ()		
	個人番号						
同居人	氏 名	生 年 月 日	性別	続柄	職業	健 康 状 態	
		個 人 番 号					
		年 月 日					強健・普通・病気がち 既往症 ()
	年 月 日					強健・普通・病気がち 既往症 ()	
	年 月 日					強健・普通・病気がち 既往症 ()	

に改める。

住所	生年 月日

住所	生年 月日	個人番号

別記第41号様式中

を

に、

同 居 人				
氏 名	性別	生年 月日	職業	健康 状態

を

同 居 人					
氏 名	性別	生年 月日	個人 番号	職業	健康 状態

に改める。

別記第46号様式の5中「生年月日 年 月 日（ 歳）」を

「生年月日 年 月 日（ 歳）」

個	人	番	号

に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

.....

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第40号

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和40年鹿児島県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（表面）中

申	フリガナ名	生年月日	年 月 日生（満 歳）	
		電話番号	— —	
請	住 所			
	職 業	就労による収入	月額 円（年収 円）	
請	勤 務 先 名			
	勤務先所在地			
	母子（父子）家庭又は寡婦 になった時期	年 月 日	（ ）年金 円	
	母子（父子）家庭又は寡婦 になった理由	死別（病死 交通事故 その他） 離婚 生死不明 遺棄	就労に よる収 入以外	児童・児童扶養・特児手当 円
		海外在留 精神又は身体の障害		養 育 費 円
			仕 送 り 円	

者			法令拘束 未婚の母 その他（ ）	の年間 収入	その他（ ）	円	
					合 計	円	
	資 産	土 地	宅地 m ² 農地 m ² その他（ ） m ²				
		建 物	(住宅)建・延 m ² (店舗)建・延 m ² (その他) m ²				
負 債	そ の 他						
	借 入 先	借 入 時 期	借 入 金 額	返 済 額	未 返 済 額		
		年 月 日	円	円	円		
		年 月 日	円	円	円		

を

申	フリガナ名			個人番号			
				生年月日	年 月 日生 (満 歳)		
				電話番号	- -		
	住 所						
	職 業			就労による収入	月額	円 (年収 円)	
	勤 務 先 名						
請	勤務先所在地						
	母子(父子)家庭又は寡婦 になった時期	年 月 日	就労に よる取 入以外 の年間 収入	() 年金	円		
	母子(父子)家庭又は寡婦 になった理由	死別(病死 交通事故 その他)			児童・児童扶養・特児手当	円	
		離婚 生死不明 遺棄			養 育 費	円	
		海外在留			仕 送 り	円	
		精神又は身体の障害			そ の 他 ()	円	
法令拘束 未婚の母 その他 ()		合 計			円		
資 産	土 地	宅地 m ² 農地 m ² その他 () m ²					
	建 物	(住宅)建・延 m ² (店舗)建・延 m ² (その他) m ²					
	そ の 他						
負 債	借 入 先	借 入 時 期	借 入 金 額	返 済 額	未 返 済 額		
		年 月 日	円	円	円		
		年 月 日	円	円	円		

に改める。

附 則

- この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則別記第1号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第1083号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 解除予定保安林の所在場所
薩摩郡さつま町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1084号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスかなで	指宿市十二町76-1	株式会社ケアワークスいぶすき	指宿市十二町340番地5	永吉 博文	平成27年12月23日	通所介護
垂水訪問看護ステーション	垂水市旭町23番地	医療法人桑波田診療所	垂水市旭町53番地	桑波田 仁	平成27年12月31日	訪問看護

鹿児島県告示第1085号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスかなで	指宿市十二町76-1	株式会社ケアワークスいぶすき	指宿市十二町340番地5	永吉 博文	平成27年12月23日	介護予防通所介護
垂水訪問看護ステーション	垂水市旭町23番地	医療法人桑波田診療所	垂水市旭町53番地	桑波田 仁	平成27年12月31日	介護予防訪問看護
ありがとう	西之表市西町36	株式会社P R O	西之表市西町36	服部 真	平成28年1月1日	介護予防訪問介護

鹿児島県告示第1086号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
藏本 直史	くらもと眼科医院	大島郡徳之島町亀津字新里新町7527番地	眼科	平成27年12月14日
松本 航	加治木温泉病院	始良市加治木町木田字松原添4714	内科	平成27年12月14日
桶田 順一	瀬戸内徳洲会病院	大島郡瀬戸内町古仁屋字トンキャン原1358-1	内科	平成27年12月14日
柴田 明治	国分生協病院	霧島市国分中央三丁目22-18	内科	平成27年12月14日
鈴東 伸也	国分生協病院	霧島市国分中央三丁目	外科	平成27年

		目22-18		12月14日
麻植 一章	医療法人徳洲会徳之島徳洲会病院	大島郡徳之島町亀津7588番地	耳鼻咽喉科	平成27年12月14日
坂元 裕一郎	曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野894	整形外科	平成27年12月14日

鹿児島県告示第1087号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場番号、漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び漁場の区域別冊のとおり

(2) 免許の有効期間

ア 共同漁業

免許の日から平成35年8月31日まで

イ 区画漁業

第1種区画漁業

魚類養殖業

免許の日から平成30年8月31日まで

2 制限又は条件

別冊のとおり

3 免許予定日

平成28年4月26日

4 免許申請期間

平成28年1月15日から同年2月26日まで

5 関係地区又は地元地区

別冊のとおり

鹿児島県告示第1088号

出水郡長島町下山門野2591番地 佐々木正義及び出水郡長島町下山門野1282番地1 竹山近春からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

1 区域 長島町汐見区域（出水郡長島町大字下山門野の地区）

2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1089号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、同法第114条第3号に掲げる養殖業の養殖共済に係る一定の水域（以下「加入区」という。）を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成27年12月25日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成25年9月1日鹿児島県告示第934号（養殖共済に係る一定の水域の設定）の1の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、2の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、3の表南さつま市坊津町久志浦加入区及

び鹿児島市高免町園山加入区の項、4の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、5の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、6の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、7の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、8の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、9の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、10の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、11の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、12の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、13の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、14の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、15の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、16の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、17の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、18の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、19の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、20の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、21の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、22の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、23の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、24の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、25の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、26の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、27の表鹿児島市喜入生見加入区の項、28の表鹿児島市喜入生見加入区の項、29の表鹿児島市喜入生見加入区の項、30の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、31の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、32の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項並びに33の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項並びに平成27年4月3日鹿児島県告示第337号（養殖共済に係る一定の水域の設定）の1の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項、2の表南さつま市坊津町久志浦加入区及び鹿児島市高免町園山加入区の項並びに3の表鹿児島市喜入生見加入区の項を削る。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 小割り式1年魚はまち養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

2 小割り式2年魚はまち養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

3 小割り式3年魚はまち養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

4 小割り式1年魚たい養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

5 小割り式2年魚たい養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

6 小割り式3年魚たい養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

7 小割り式さけ・ます養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

8 小割り式2年魚ふぐ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

9 小割り式3年魚ふぐ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

10 小割り式1年魚かんぱち養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

11 小割り式2年魚かんぱち養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

12 小割り式3年魚かんぱち養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

13 小割り式ひらめ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

14 小割り式1年魚すずき養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

15 小割り式2年魚すずき養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

16 小割り式3年魚すずき養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

17 小割り式2年魚ひらまさ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

18 小割り式3年魚ひらまさ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

19 小割り式まあじ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

20 小割り式1年魚しまあじ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

21 小割り式2年魚しまあじ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

22 小割り式3年魚しまあじ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

23 小割り式2年魚まはた養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

24 小割り式3年魚まはた養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

25 小割り式4年魚まはた養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

26 小割り式5年魚まはた養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

27 小割り式すぎ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

28 小割り式まさば養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

29 小割り式2年魚くろまぐる養殖業

加入区 の 名 称	水 域
鹿児島市喜入生見加入区	鹿特区魚第60号及び第100号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第97号漁業権の漁場の区域

30 小割り式3年魚くろまぐる養殖業

加入区 の 名 称	水 域
鹿児島市喜入生見加入区	鹿特区魚第60号及び第100号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第97号漁業権の漁場の区域

31 小割り式4年魚くろまぐる養殖業

加入区 の 名 称	水 域
鹿児島市喜入生見加入区	鹿特区魚第60号及び第100号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第97号漁業権の漁場の区域

32 小割り式5年魚くろまぐる養殖業

加入区 の 名 称	水 域
鹿児島市喜入生見加入区	鹿特区魚第60号及び第100号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第97号漁業権の漁場の区域

33 小割り式2年魚めばる養殖業

加入区 の 名 称	水 域

南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

34 小割り式3年魚めばる養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

35 小割り式4年魚めばる養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

36 小割り式かわはぎ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市坊津町久志浦加入区	鹿特区魚第98号漁業権の漁場の区域
南さつま市坊津町久志網代鼻加入区	鹿特区魚第99号漁業権の漁場の区域
鹿児島市高免町園山加入区	鹿特区魚第101号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第27号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町蛤崎加入区	大特区魚第28号漁業権の漁場の区域

鹿児島県告示第1090号

平成8年9月27日鹿児島県告示第1400号（鹿児島県建設工事請負契約書標準書式）の一部を次のように改正し、平成27年12月25日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告をし、指名競争入札の入札参加者の指名をし、又は随意契約に係る見積書を徴する建設工事の契約について適用する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

建設工事請負契約書第47条の2第1項第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を同法第14条に規定する出訴期間（以下「出訴期間」という。）内に提起しなかったとき。
- (2) 独占禁止法第7条の2第1項本文（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項本文の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を出訴期間内に提起しなかったとき又は独占禁止法第7条の2第1項ただし書（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第4項ただし書、第10項若しくは第20項の規定により課徴金の納付を命じられなかったとき若しくは独占禁止法第63条第2項の規定により当該命令が取り消されたとき。
- (3) 前2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。
- (4) 第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決（第1号又は第2号の命令の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

鹿児島県告示第1091号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	与論町	急・品覇2，急・品覇1，急・与舎岸1，急・田母1，急・与舎岸2，急・南瀬根奈1，急・東与舎2，急・東与舎1，急・九年母峯花1，急・兼久1，急・千迫1，急・千迫2，急・辻回り1，急・荒波1，急・沖野部1，急・沖野部2，急・長崎1，急・西半田1，急・西半田2，急・茶泊1，急・外伊志屋良1，急・皆田1，急・ウキチロワ1，急・大久保1，急・徳川原1，急・水岩1，急・味蔵1，急・長喜志1，急・赤崎1，急・赤崎2，急・平瀬1，急・知郡地1，急・磯道1，急・風花1，急・九年母峯花2，急・九年母峯花3，急・兼母渡口1，急・大熊兼母1，急・キシントウ1，急・田母2，急・利毛界1，急・マシキナ1，急・半田外窪1，急・長泊1，急・川良1，急・嘉陽1，急・ビドウ1，急・中瀬野1，急・向井伊伝1，急・北嘉陽1，急・カヤサク1，急・平瀬嶺1，急・岸当1，急・瀬良1，急・瀬良2及び急・前平1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁沖永良部事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1092号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	与論町	急・品覇2，急・品覇1，急・与舎岸1，急・田母1，急・与舎岸2，急・南瀬根奈1，急・東与舎2，急・東与舎1，急・九年母峯花1，急・兼久1，急・千迫1，急・千迫2，急・辻回り1，急・荒波1，急・沖野部1，急・沖野部2，急・長崎1，急・西半田1，急・西半田2，急・茶泊1，急・外伊志屋良1，急・皆田1，急・ウキチロワ1，急・大久保1，急・徳川原1，急・水岩1，急・味蔵1，急・長喜志1，急・赤崎1，急・赤崎2，急・平瀬1，急・知郡地1，急・磯道1，急・風花1，急・九年母峯花2，急・九年母峯花3，急・兼母渡口1，急・大熊兼母1，急・キシントウ1，急・田母2，急・利毛界1，急・マシキナ1，急・半田外窪1，急・長泊1，急・川良1，急・嘉陽1，急・ビドウ1，急・中瀬野1，急・向井伊伝1，

		急・北嘉陽1，急・カヤサク1，急・平瀬嶺1，急・岸当1，急・瀬良1，急・瀬良2及び急・前平1
--	--	--

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁沖永良部事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
除染エアータントシステム 9式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年12月25日から平成28年1月15日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
平成28年2月4日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成28年2月4日午後1時30分
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）管財課入札室
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上

にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Decontamination air tento system:9set
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
11:00 a.m. 4 February 2016
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3826
FAX 099-286-5643

教育委員会規則

鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第7号

鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則（平成7年鹿児島県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項に次の1号を加える。

(3) 特別支援学校の寄宿舎における生徒等の生活指導及び生活介助等のための当直勤務
附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示**鹿児島県選挙管理委員会告示第56号**

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年12月25日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

2の表に次のように加える。

215	地域密着型特別養護老人ホームサンピア よつ葉	指宿市東方10235番地1
-----	---------------------------	---------------

収用委員会告示**鹿児島県収用委員会告示第3号**

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成27年12月25日

鹿児島県収用委員会

1 通知すべき事項を記載した書類の名称

平成27年11月18日付け鹿収第28号「高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰地内から鹿屋市串良町細山田字立小野堀地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事」の収用案件に係る審理の開催通知

2 通知を受けるべき者の住所及び氏名

不明

ただし、下記の登記名義人に、すでに通知すべき事項を記載した書類の通知を受けた者の外、相続人が存在する場合、当該相続人

住所 肝属郡串良町細山田4780番地

氏名 （亡）中尾 岩太郎

3 収用し、又は使用しようとする土地等の表示

土地の所在	地 番	地 目		全体の地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測		
鹿児島県鹿屋市串良町細山田字井料	3969番2	山林	山林	6,111	6,085.27	658.14	271.42
	3969番3	保安林	山林	4,191	4,185.17	505.14	413.78
	3970番1	保安林	山林	2,132	2,125.79	189.96	46.83
	3970番	保安林	山林	3,226	3,227.16	412.53	97.47

	2						
	3970番 4	保安林	山林	2,558	2,559.01	239.11	57.22

4 通知すべき事項を記載した書類の保管等

鹿児島県収用委員会事務局（鹿児島県土木部監理課用地対策室内）に保管しており，2に掲げる者にいつでも交付する。

なお，1に掲げる書類を受領しないときは，平成28年1月15日をもって通知があったものとみなされる。